

大阪 IR カジノ環境影響評価と「別事業」

8月4日レポートで紹介した環境影響評価専門委員会報告書には、IR アセスで地下水を項目選定しない理由について、次のような事業者提出資料を紹介している。

「事業計画地が位置する夢洲3区においては令和2年度に、大阪港湾局による土壌及び下水の調査が実施されており、この既存調査資料により水質汚濁に係る環境基準等の超過が確認されています。夢洲(3区)では海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、土壌汚染対策法等に基づき、浚渫土砂や建設残土を受け入れて埋立が実施されていること、工場等が立地した履歴がないことなどを踏まえ、本事業計画地全域において土壌汚染対策法における形質変更時要届出区域(埋立地特例区域)に指定されており、本事業による周辺地下水への汚染の恐れはありません。」

地盤沈下を項目選定しない理由については「本事業において、工事中の地下水の強制排水は行わない計画としています。また、施設供用時においても、地下水を利用する計画はないことから、本事業による影響はないと考えられ、地盤沈下については環境影響評価項目として選定しておりません。なお、埋立層や建物等の载荷による圧密沈下防止策としては、第2天満砂礫層支持の杭基礎構造とするなどの計画です。また、埋立地盤による不等沈下や抜け上がりに対しては、段差解消策や躯体補強等の対策を検討していきます。」

専門委員会としては、地下水と地盤沈下とも、項目選定しないとする事業者の考え方について「問題はない」としている。夢洲の埋立履歴からして、土壌汚染や地盤沈下、さらには液状化などが懸念され、それに大阪市が公費を投入することに批判が集まっている。とりわけ地盤沈下について、IRアセス方法書で項目選定しないこと、専門委員会も問題ないとしたことに疑問をもつ。

私もメンバーである夢洲懇談会が大阪港湾局にIRアセスの上記に関わる点について質問したところ、次のような回答があった。「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価方法書においては、事業者による建設工事(土地の改変)が土壌に係る環境影響要因として選定されており、地盤改良工事等は、別事業であるため環境影響評価の対象になっていません。」

ということは、現在進められているIRアセスは建設工事など上物の環境影響評価であり、地盤改良などは「別事業」なので、別にアセスを実施するというのであろうか。地盤改良などとIR予定地の土地課題対策は、基本協定書などによると、IR会社が自ら実施することになっている。「上下分離」の事業、「別事業」の土地課題対策のアセスが、上物のアセス後に実施されるのだろうか。大阪市環境影響評価条例の実施根拠についても確認したい。万博とともに、IRアセスについても疑問に感じる人が多い。どうも変だ。月末の環境局との協議で問い質してみよう。

(2022年8月18日)